

2022年04月5日号

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する

医療職の被扶養者の収入確認の特例が令和4年9月まで延長

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信

みなさま、おはようございます。

社会保険労務士法人桑原事務所の山田でございます。

本日は、新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例が令和4年9月まで延長されることについてご紹介します。

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例とは、医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入について、被扶養者の収入確認の際には年間収入に算定しないという内容です。

収入の基準とは、被扶養者の年間収入が130万円未満であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合。また、被保険者の年間収入を上回らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときです。

※認定対象者が60歳以上又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては180万円未満

また、被扶養者認定の収入確認は、現時点の収入・将来の見込などから、今後1年間の収入を見込み算出します。

【対象者】

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士

【手続きの方法】

事業主様が「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申出書」を発行され、被扶養者の認定及び資格確認の際に、加入する保険者に提出してください。

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

よろしく申し上げます。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14

[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net
